

## 第 16 節 形態 5

(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第 77 条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
<u>A T M形加入者線終端装置 (A T M-S L T)</u>	<u>技術的条件集別表 11.4 に示すとおりとします。</u>
<u>A T M形専用回線ノード装置 (M o d e l-A / B)</u>	<u>技術的条件集別表 11.6 に示すとおりとします</u>
<u>D S M-L形専用サービスノード装置 (D S M-L)</u>	<u>技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします</u>
<u>新超高速専用回線ノード装置 (SONET 方式)</u>	<u>技術的条件集別表 11.12 に示すとおりとします</u>
<u>新超高速専用回線ノード装置 (SDH 方式)</u>	<u>技術的条件集別表 11.13 に示すとおりとします</u>

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 78 条 伝送装置間インタフェース仕様は第 52 条 (伝送装置間インタフェース仕様) の規定を準用します。

ただし、D S M-L形専用サービスノード装置、新超高速専用回線ノード装置 (SONET 方式) 及び 新超高速専用回線ノード装置 (SDH 方式) については それぞれ技術的条件集別表 11.9、技術的条件集別表 11.12 及び 技術的条件集別表 11.13 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 79 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

注) N T T 東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。  
N T T 西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。